

## 公的研究費のための監査規定

平成 19 年 4 月 3 日 制定, 平成 19 年 4 月 3 日 施行

この規程は、国民の税金を財源とする公的研究費の管理・運営を公正・適正に行うことを目的として制定されたものであって、会社と従業員は、それぞれの担当する経営、職務について責任をもって誠実にその業務を遂行することにより、この目的を達成しなければならない。

### (目的)

第 1 条 この規程は、公的研究費の使用に関する監査について、必要な事項を定めることにより、株式会社アミンファーマ研究所（以下、「会社」という。）又は会社に所属する社員が内部監査を適正に行うことを目的とする。

### (定義)

第 2 条 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人、又は経済産業省又は経済産業省が所管する独立行政法人、又は自治体等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

### (適用範囲)

第 3 条 公的研究費について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人、又は経済産業省又は経済産業省が所管する独立行政法人、又は自治体等に別途定めがある場合にはそれによるものとする。

### (内部監査)

第 4 条 最高管理責任者は、不正防止計画推進班を社内に置く。

2. 最高管理責任者は内部監査を実施するものを指名する。
3. 不正防止計画推進班と最高管理責任者により指名されたものは、お互いに協力して公的研究費の使用、運用、管理について、適正であるか否かについて、監査を行う。

(施行)

この規程は、平成 19 年 4 月 3 日より実施する。

平成 19 年 4 月 3 日

千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-15

株式会社アミンファーマ研究所

代表取締役社長 五十嵐 一衛